

## 基準病床数（H28. 4. 1 改定予定）の算定式について

### 一般・療養病床の基準病床数（医療法施行規則第 30 条の 30 第一項により規定）

県の基準病床数＝圏域ごとに以下の基本算定式で計算した病床数の合計

**【基本算定式】 基準病床数 = ア 療養病床算定数 + イ 一般病床算定数 + ウ 加算数**

ア 療養病床算定数 =  $\frac{\{\sum(\text{性別・年齢階級別人口 } A1 \times \text{性別・年齢別長期療養入院・入所需要率 } B1) - \text{介護施設入所者見込み数 } G + \text{流入患者数 } C1 - \text{流出患者数 } D1\}}{\text{病床利用率 } E1}$

イ 一般病床算定数 =  $\frac{\{\sum(\text{性別・年齢階級別人口 } A1 \times \text{性別・年齢階級別一般病床退院率 } B2) \times \text{平均在院日数 } F1 + \text{流入患者数 } C1 - \text{流出患者数 } D1\}}{\text{病床利用率 } E2}$

ウ 加算数  $0 \leq \text{加算数} \leq \{(\text{県外流出患者数 } D1 + D2) - (\text{県内流入患者数 } C1 + C2)\} \div 3$

#### 【算定に用いる数値】

算定要素		法令での規定	年度	使用する数値	傾向
ア 療養病床算定数	A1 性別及び年齢階級別人口	国勢調査の結果、地方公共団体の公式統計などのうち、最近のもの	H28	H27 年推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）	高齢化 ※増床要素
			H23	H23 年推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）	
	B1 性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率	厚労大臣が定める入院・入所需要率（性別・年齢階級別）を上限として、知事が定める値	H28	厚生労働省告示第 421 号（H24 改正）	55 歳未満で増加 ※増床要素 55 歳以上で減少 ※減床要素
			H23	厚生労働省告示第 496 号（H17 改正）	
	C1 流入患者数	0～他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数	H28	入院患者調査（平成 27 年 3 月）	増加 ※増床要素
			H23	入院患者調査（平成 21 年 10 月）	
	D1 流出患者数	0～他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数	H28	入院患者調査（平成 27 年 3 月）・国保レセプト（推計値）	減少 ※増床要素
H23			入院患者調査（平成 21 年 10 月）・国保レセプト（推計値）		
G 介護施設対応可能数	介護施設（介護療養型医療施設を除く）の入所実数に都道府県知事が今後の介護サービスの進展を考慮した数を加えた数	H28	介護施設（特養・老健）定員×入所率	増加 ※減床要素	
		H23	介護施設（特養・老健）定員×入所率		
E1 病床利用率	厚労大臣が定める療養病床にかかる病床利用率	H28	厚生労働省告示第 421 号（H24 改正）（0.92）	△0.01 ※減床要素	
H23	厚生労働省告示第 496 号（H17 改正）（0.93）				
イ 一般病床算定数	A1 性別及び年齢階級別人口	国勢調査の結果、地方公共団体の公式統計などのうち、最近のもの（療養病床算定の A1 と同じ）	H28	H27 年推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）	再掲
			H23	H23 年推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）	
	B2 性別及び年齢階級別一般病床退院率	厚労大臣が定める一般病床にかかる退院率（性別・年齢階級別）	H28	厚生労働省告示第 421 号（H24 改正）	65 歳未満で減少 ※減床要素 65 歳以上で増加 ※増床要素
			H23	厚生労働省告示第 496 号（H17 改正）	
	C2 流入患者数	0～他区域からの流入入院患者数の範囲内で知事が定める数	H28	入院患者調査（平成 27 年 3 月）	増加 ※増床要素
			H23	入院患者調査（平成 21 年 10 月）	
	D2 流出患者数	0～他区域への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数	H28	入院患者調査（平成 27 年 3 月）・国保レセプト（推計値）	増加 ※減床要素
H23			入院患者調査（平成 21 年 10 月）・国保レセプト（推計値）		
F1 平均在院日数	厚労大臣が定める日数を上限として、知事が区域内の状況等を勘案して定める	H28	厚労省病院報告による H25 圏域別の数値 ※上限値：16.6（厚生労働省の告示第 421 号（H24 改正））	上限値△2.5 日 ※減床要素	
		H23	厚労省病院報告による H20 圏域別の数値 ※上限値：19.1（厚生労働省の告示第 496 号（H17 改正））		
E2 病床利用率	厚労大臣が定める一般病床にかかる病床利用率	H28	厚生労働省告示第 421 号（H24 改正）（0.77）	△0.03 ※増床要素	
H23	厚生労働省告示第 496 号（H17 改正）（0.80）				
ウ 加算数	流出超過加算数（（県外への流出患者数－県内への流入患者数）÷3）を限度として適当と認められる数	H28	県全体で 1800 床	+33 ※増床要素	
		H23	県全体で 1767 床		